

世田谷区監査委員告示第7号

令和6年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和7年5月16日

世田谷区監査委員	大塚	勇
同	市川	穰
同	下山	芳男
同	高橋	昭彦

一般財団法人世田谷トラストまちづくり

1 指摘事項

二子玉川分庁舎の自動販売機設置に関して、販売手数料収入を事業収益とするのではなく、一般財団法人世田谷トラストまちづくりトラスト基金に歳入し受取寄付金として処理しており、会計処理上、税務上の問題があった。受取販売手数料における会計上、税務上の処理について適正なものとなるよう是正されたい。

また、区は、二子玉川分庁舎を東京都より賃借し、その一部を自動販売機設置場所として一般財団法人世田谷トラストまちづくりに利用させているが、二子玉川分庁舎における東京都との賃貸借契約では無断転貸禁止の条項が設けられており、同条項に違反している可能性がある。区においては、このことについて東京都に確認した上で、必要な措置をとられたい。

2 指摘事項等に対する措置状況

一般財団法人世田谷トラストまちづくりでは、二子玉川分庁舎内に設置されている自動販売機から得る収益については、これまで、区と締結している「自動販売機協定書」に基づき、一般財団法人世田谷トラストまちづくりトラスト基金に歳入するため、通常の寄附収入と同様に「不課税の寄附収入」として取り扱っておりました。

このたび、「当該収益の金銭が、自動販売機設置事業者との「自動販売機設置基本契約書」に付随する「自動販売機設置条項」に記載された販売手数料の単価に基づき、実際の飲料の販売数を乗じて算定されているものであり、自動販売機設置及びその営業の対価であると考えられるため、会計上は事業収益として、税務上は法人税の収益事業かつ消費税課税取引として処理する必要がある。」とのご指摘を踏まえ、会計処理を受取寄付金から雑収益へ改め、課税取引として適正に処理していくと、一般財団法人世田谷トラストまちづくりより回答を得ております。

なお、後段のご指摘については、令和7年1月16日に東京都財務局財産運用部活用促進課担当者あて確認をとり、「問い合わせの件については工事などではなく、庁舎内にキャビネット等を設置するなどの庁舎運用の一部であるため、許可は不要である。ただし、施設の賃貸借終了時には、自動販売機は撤去すること。」との回答を得たため、転貸にあたらないと判断し、継続して設置することとします。